

コロナ関連行政支援を行っています

今治市および愛媛県では、長引く新型コロナウイルスの影響でお困りの個人や事業主の皆さんがご利用できる支

援、貸付・融資などを受け付けています。詳しくは下記の各担当窓口にご相談してください。

● PCR検査費用などの支援 ※申請期間：令和5年3月31日まで

①福祉施設入所者	ア 高齢者施設に新たに入所する高齢者など イ 障がい福祉施設に新たに入所する利用者に PCR検査などを行った法人	高齢者施設 ●介護保険課 TEL 0898-36-1526 障がい福祉施設 ●障がい福祉課 TEL 0898-36-1527
②文化・スポーツ活動	文化・スポーツ活動の大会などに参加し、新型コロナウイルス感染の恐れ、または不安がある場合、自主的に受けたPCR検査費用のうち1人1回あたり10,000円を助成します。(自己負担額2,000円)	文化活動 ●文化振興課 TEL 0898-36-1608 スポーツ活動 ●スポーツ振興課 TEL 0898-36-1604

● 支援など(事業主) ※申請期間：令和4年6月30日まで

今治市課題解決補助金	ウィズコロナに対応した経営基盤の整備により、地域の経済・雇用の継続、そして、さらなる強化を図るため、市内企業が直面する様々な課題解決に資する設備投資を支援します。	申請前 ●今治商工会議所 TEL 0898-23-3939 申請後 ●今治市産業振興課 TEL 0898-36-1540
------------	---	---

● 支援など(個人)

住居確保給付金事業 収入が減少し、住居を失った人 または失うおそれのある人	世帯の人数に応じ、一定期間家賃相当額(上限あり)を支給 ※原則3ヶ月(最長9ヶ月) ※求職活動などの支給要件あり	●今治市暮らしの相談支援室 TEL 0898-36-1513 FAX 0898-25-3757
--	--	---

● 貸付・融資(個人)

生活福祉資金特例貸付	緊急小口資金 休業や失業で生活資金にお悩みの人	<主に休業> 10万円以内 (一定の要件を満たす世帯は20万円以内) 据置期間：1年以内 償還期限：2年以内 ※無利子	●今治市社会福祉協議会 TEL 0898-22-6063
	総合支援資金	<主に失業> 月15万円以内 (単身) 月20万円以内(2人以上) 貸付期間：原則3ヶ月以内 据置期間：1年以内 償還期限：10年以内 ※無利子	●個人向け緊急小口資金・ 総合支援資金相談コールセンター TEL 0120-46-1999
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 20歳未満の児童を扶養している配偶者の ない女子または男子、寡婦など		貸付種類ごとに貸付要件や限度額が異なりますので、事前に相談してください。	●今治市こども家庭支援室 (ネウボラ政策課) TEL 0898-36-1553 FAX 0898-34-1145
離職者など緊急生活資金 離職や休業により生活資金にお悩みの人 ※20歳以上65歳以下		離職者1人あたり 100万円 融資期間：5年以内 (6ヶ月以内の元本据置可能)	●愛媛県労政雇用課 TEL 089-912-2500